

「低所得者の子育て世帯への 加算給付金」のご案内

- 日高町低所得者の子育て世帯への加算給付金は、電力・食料品等の価格高騰による負担軽減を図るため、臨時的な措置として支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給対象となる世帯

令和5年12月1日（基準日）時点で日高町に住民登録のある世帯のうち世帯全員の令和5年度の住民税が

「均等割非課税」または**「均等割のみ課税」**の世帯

※世帯の全員が住民税均等割が課税されている他の扶養親族等の扶養を受けている世帯は対象外となります。

対象児童

基準日において同一世帯となっている18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童及び基準日以降に生まれた新生児

※別住所に加算対象となる児童がいる場合や基準日の翌日以降に出生した児童がいる場合は申請が必要です。

給付金の支給額

対象児童1人あたり
5万円

申請期限

令和6年5月15日(水)

給付金の支給時期

日高町が確認書を受理した日から4週間後が目安です。

給付金の支給手続き

- 対象となる世帯には、確認書を送付しています。中身を確認して、期日までに日高町に返信してください。

給付金に関する**「振り込め詐欺」**や**「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

日高町役場高齢者福祉課 01456-2-6561
日高総合支所地域住民課 01457-6-3173
受付時間 平日 8:30~17:15